

平成 25 年度 相続税関係の重要改正事項と今後の相続税対策を考える

平成 25 年度の相続税・贈与税の改正事項は、民主党政権において提案された項目を中心としたものですが、その改正内容の中心は、相続税の財産再分配機能を回復させるための課税ベースの拡大と税率の引き上げとこれに伴う税負担増加の抑制のための小規模宅地等の見直し及び活用が低調な事業承継税制の手直し、一方贈与税は生前贈与を促進させるための税率の引き下げ、教育資金の非課税制度の創設、相続時精算課税制度の活用促進のための制度の見直しなどが成立しました。これらの改正内容の重要ポイントを解説します。

また、これらの改正を受けて、従来から将来の相続税について対応していた資産階層の皆さんのほか小規模宅地等の減額特例制度の適用をしても新たに相続税の課税を受ける階層の皆さんからの相談が増加することが見込まれ、単にアパートを建築したり、借金をするというような相続対策ビジネスではない基本的な対応策を検討したい。

I 平成 25 年度税制改正を検証する

1. 相続税改正

- (1) 課税ベースの拡大と税率の引き上げ
- (2) 小規模宅地等の減額特例制度の見直しと適用上の留意点
- (3) 未成年者控除及び障害者控除

2. 贈与税改正

- (1) 暦年課税制度の税率引き下げとその影響
- (2) 相続時精算課税制度の要件緩和
- (3) 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置とその影響

3. 事業承継税制の改正と今後の活用

- (1) 改正前の制度と改正内容をチェック
- (2) どの程度フレキシビリティが向上したか

II 今後の相続税対策を考える

1. 基本的スタンスをどこにおくか

- (1) 財産評価を引き下げるのか
- (2) 財産を減少させるのか
- (3) マイナス財産を活用するのか

2. 現状を把握しているか

3. 当事者が理解し、納得する具体的な対応策は何か

※上記の研修テーマに関する質問がある場合は、FAXで研修日 2 週間前までにお送りください。

講師紹介 税理士 岩下 忠吾 氏

日本税務会計学会・法律部門担当副学会長、租税訴訟学会理事、日本税務研究センター資産税事例研究員
東京地方税理士会税法研究所主任研究員、早稲田大学法科大学院講師

〈著書〉

「詳細相続税資料収集・財産評価・申告書作成の実務」(日本法令)・「総説 相続税・贈与税 第3版」(財經詳報社)
「非上場株式の評価&活用の税務」(税務経理協会)・「消費税 課否チェックリスト」(税務経理協会)

= 開催要領 =

1. 日 時 平成 25 年 9 月 11 日 (水) 10 時 00 分 ~ 16 時 00 分 (受付開始 9 時 30 分)
2. 会 場 税理士会館 8 階会議室
3. 定 員・受講料 150 名 (先着順)・1 名 10,000 円 (昼食付き)
4. お申込方法 振込用紙に税理士名・登録番号・住所・電話番号をご記入のうえ、研修日 1 週間前までに受講料をお振り込み下さい。入金確認をもって受付とさせていただきます。先着順に受け付けし、定員に達し次第締め切らせていただきますのでご了承ください。また、受講票は発行いたしませんので、当日は郵便局の払込票兼受領証を受付にお持ちくださるようお願いいたします。
 - ・研修日 1 週間前を過ぎてからのお申込みの場合は、必ずお電話でご連絡のうえ受講料は当日お支払いください。
 - ・キャンセルにつきましては研修日 2 週間前までにご連絡いただければ、ご返金いたします。それ以降のキャンセルにつきましてはご返金できませんので、予めご了承ください。
5. 問い合わせ先 東京地方税理士協同組合 (電話:045-243-0551 FAX:045-243-0550 <http://www.tochizeikyo.com>)

※研修受講管理システム導入のため、電子証明書(原寸大コピー可)をご持参ください。

組合ニュース 5 月号に振込用紙付きパンフレットを同封しております。お手元がない方は、協同組合事務局 (TEL045-243-0551) 宛にお電話ください。事務局よりパンフレットを送付いたしますので、お申込の場合には受講料をお振込みください。入金確認をもって受付となります。